

<これまでの経緯>

- 1) 「有望な区域」に整理【2019年7月30日】
- 2) 協議会の開催
【第1回：2019年11月18日、第2回：2020年1月31日、第3回：2020年6月4日（意見とりまとめ）】
- 3) 「促進区域」に指定【2020年7月21日】
- 4) 公募占用指針の公示（事業者の公募）【2020年11月27日～2021年5月27日】
- 5) 発電事業者の選定【2021年12月24日】
- 6) **協議会の開催（事業者選定後）**【第4回：2022年11月21日】

→第4回では、事業者から地域共生策に関する計画の方向性等を説明。具体的な内容や進め方は、今後、地元関係者と協議。



<今後のプロセス>

- 1) 公募占用計画の認定（経済産業大臣・国土交通大臣）
 - 2) 再エネ特措法に基づく発電事業計画の認定（経済産業大臣）【申請期限：2022年12月24日】
 - 3) 促進区域内海域の占用許可（国土交通大臣）
- これらの手続きを経て、発電設備の建設工事及び運転開始【運転開始予定時期：2028年9月】